

建築基準法（以下「法」という。）第70条第1項の規定に基づき提出されました次の建築協定書について、法第73条第1項の規定により当該建築協定を認可しましたので、同条第2項の規定に基づき公告します。

その建築協定書は、法第73条第3項の規定に基づき、京都市都市計画局建築指導部建築指導課において一般の縦覧に供します。

令和4年11月17日

京都市長 門川 大作

1 建築協定の名称

京都市右京区和のまち御室地区建築協定

2 申請者の氏名

吉岡 誠人

3 建築協定区域

京都市右京区花園土堂町8番18、8番19、8番22、8番24から8番38まで、8番40から8番44まで、8番46から8番53まで、8番55から8番65まで及び同区花園一条田町12番7から12番12まで、12番14から12番17まで、14番1、14番16

4 建築協定区域隣接地

京都市右京区花園土堂町8番23、8番45

5 建築協定の事項

建築物の敷地、位置、用途及び形態

6 協定の期間

10年間（有効期間の満了6か月前までに、土地の所有者等の過半から委員会に対して、書面により有効期間を延長しない旨の申立てをしない限り、有効期間を更に10年間延長するものとする。）

7 認可年月日及び番号

令和4年11月17日付け第13-004号

8 縦覧期間

京都市の休日を定める条例第1条に定める本市の休日を除く日の午前8時45分から午後5時30分まで（ただし、正午から午後1時までを除く。）

（都市計画局建築指導部建築指導課）